

安城市物品購入契約約款

平成20年4月1日改正
平成21年4月1日改正
平成22年4月1日改正
平成23年4月1日改正
平成23年12月2日改正
平成24年4月1日改正
平成27年4月1日改正
令和2年4月1日改正
令和3年1月18日改正

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書に定めるもののほかこの約款に基づき、別添の図面及び仕様書（設計書を含む。以下同じ。）又は注文書に従い、これを履行しなければならない。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者の指示に従うものとする。

- (1) 図面及び仕様書又は注文書に明示されていないものがある場合
- (2) 図面及び仕様書又は注文書に交互符合しないものがある場合

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者が部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る物品の調達に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の契約代金債権の譲渡について、前項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、契約代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る物品の調達以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(契約内容の変更)

第3条 発注者は、必要と認めた場合には契約内容を変更し、又は納入を一時中止させることができる。この場合において、納期又は契約金額等を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の請求による納期の延長)

第4条 受注者は、天災地変等やむを得ない理由により納期内に納入を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して納期の延長を求めることができる。その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定める。

(物価の変動に基づく契約金額の変更)

第5条 発注者又は受注者は、納期内に物価の著しい変動により契約金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者と協議の上、実情に応じて契約金額を変更することができる。

(危険負担)

第6条 納入の完了前に生じた全ての損害は、発注者の責めに帰する場合を除き、受注者の負担とする。ただし、不可抗力により重大な損害を生じた場合において、受注者が善良な管理者としての注意を怠らなかつたと認められるときは、発注者は、受注者と協議して相当の損害を負担することができる。

(検査及び引渡し)

第7条 受注者は、物品の納入を完了したときは、直ちに発注者に完了届又は納品書を提出しなければならない。

2 発注者は、受注者から前項の完了届又は納品書を受領したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 前項の検査に合格しないときは、受注者は、発注者の指定する期間内に物品の取替えを行い、完了届又は納品書を提出して再検査を受けなければならない。この場合における再検査の期日については、前項の規定を準用する。

4 第2項又は前項の検査に合格した場合は、当該検査終了をもって目的物の引渡しを完了したものとみなす。

5 発注者は、第2項及び第3項の検査に当たり、必要があると認めたときは、分解検査又は試験をすることができる。この場合に要する費用については、受注者の負担とする。

(契約金の支払)

第8条 受注者は、前条第4項の規定により引渡しを完了したときは、所定の手続に従って契約金の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求を受領したときは、その日から30日以内に契約金を支払わなければならない。

(部分使用)

第9条 発注者は、物品の一部が納入された場合において、その部分の検査をして合格と認めたときは、その合格部分の全部又は一部を受注者の同意を得て使用することができる。この場合においては、第7条第4項の規定を準用する。

(部分払)

第10条 受注者は、物品の引渡し完了前に納入部分に対する契約金相当額の範囲内の額について、安城市契約規則（昭和41年安城市規則第10号）第58条の規定に基づき部分払を請求することができる。

2 部分払金の支払は、発注者が作成した出来形調書によるものとする。

(契約不適合責任)

第11条 発注者は、引き渡された契約物品（消耗品を除く。）の種類、品質又は数量が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、数量の追加、取替え又は欠陥の修補による履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完を提案でき、発注者が認めた場合のみそれをもって追完とすることができる。

3 第1項本文に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の催告による解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約の全部又は一部を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じて、発注者はその責めを負わないものとする。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 納期内又は期限後相当の期間内に納入を完了する見込みがないとき。

(2) 正当な理由がなくて、着手時期が過ぎても納入に着手しないとき。

(3) 発注者の行う検査に際し、その職務執行を妨げたとき。

(4) 正当な理由なく、前条第1項の履行の追完がなされないとき。

(5) 第2条第3項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、物品の全部の引渡しを受けない場合には契約の目的が達せられないときを除き、納入部分で検査に合格したものの所有権は、発注者に帰属するものとし、発注者はその納入部分に対する契約金相当額を支払わなければならないものとする。

(発注者の催告によらない解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じて、発注者はその責めを負わないものとする。

(1) 第2条第1項の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。

(2) 第2条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該物品の調達意外に使用したとき。

(3) この契約の物品の引渡しができないことが明らかであるとき。

(4) 受注者がこの契約の物品の引渡しを拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6) この契約の物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 第15条又は第16条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 契約の締結又は契約の履行につき不正行為のあったとき。

(暴力団等排除に係る無催告解除)

第13条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じて、発注者はその責めを負わないものとする。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 暴対法第32条第1項各号に掲げる者であると認められるとき。

(8) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。

2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 発注者は、前2項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。

4 前項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(談合その他の不正行為に係る無催告解除)

第13条の3 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じて、発注者は、その責めを負わないものとする。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が発注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(3) 受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前項の規定により契約を解除した場合においては、前条第3項を準用する。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第14条 第12条第1項各号又は第13条第1項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第12条又は第13条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第15条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第16条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条第1項の規定により契約内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第3条第1項の規定により納入中止の期間が納期の10分の3（この期間が30日に満たないときは、30日）以上に達したとき。
（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第17条 第15条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の通知）

第18条 発注者又は受注者は、第12条から第13条の3まで、第15条及び第16条までの規定により契約を解除するときは、速やかにその旨を発注者又は受注者に通知しなければならない。

（解除による物品の引取り等）

第19条 契約を解除した場合、受注者が引き取るべき物品を正当な理由なくして、発注者の指定する期間内に引き取らず、その他適当な措置を講じないときは、発注者は、受注者に代わってその物品を処分することができる。この場合受注者は、発注者の処分方法について異議の申立てはできないとともに、これに要した費用を負担しなければならない。

2 物品の納入後にこの契約が解除された場合において、前項の規定に定めのない事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 納期内に納入を完了することができないとき。
 - (2) この契約物品に契約不適合があるとき。
 - (3) 第12条から第13条の3までの規定により、この契約が解除されたとき。
 - (4) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
 - (5) 前4号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第4号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。
- 4 受注者の責めに帰すべき理由により第1項第1号に定める場合において、期限後に完納する見込みがあるときは、前項の損害賠償に代えて、受注者から未履行部分相当額に対し、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率の違約金を徴収して納期を延長することができる。
- 5 第7条第3項の規定により発注者が取替えのため指定した期間は、前項による遅延日数として計算しない。
- 6 第1項、第2項及び第4項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金又は違約金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（受注者の損害賠償請求等）

第21条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第15条又は第16条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（談合その他の不正行為に係る賠償金）

第22条 受注者は、第13条の3第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者が契約を履行した後も同様とする。

- 2 受注者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。
- (1) 第13条の3第1項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
 - (2) 第13条の3第1項第2号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 受注者が発注者に安城市競争入札心得書第6条の2の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出している場合において、当該行為を行ったことが明らかになったとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が前2項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（契約不適合責任期間等）

第23条 発注者は、引き渡された物品に関し、第7条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ契約不適合を理由とした履行の追完の請求ができず、2年以内でなければ、再度の履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。ただし、その不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合にはこの限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者はその責任を負わない。ただし、当該検査において、一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項にかかわらず、仕様書に保証期間について記載がある場合はこの限りでない。
- 4 前3項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 5 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間のうち請求をしたものとみなす。
- 6 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 7 前各号の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

8 民法第566条の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

第24条 受注者は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。以下同じ。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。以下同じ。）を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、警察へ被害届を提出しなければならない。

2 受注者が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、安城市の調達契約からの排除措置を講じることがある。

(補則)

第25条 この約款に定めのない事項については、安城市契約規則（昭和41年安城市規則第10号）によるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。